

## 現場代理人の兼任等の取扱いについて

業者のみなさまへ

令和5年1月  
帯広市総務部総務室契約管財課

本市発注工事における現場代理人の兼任の取扱いについて、建設業法施行令の改正にともない、つぎのとおり変更しましたのでお知らせします。変更箇所は下線部となります。

### ○兼任の取扱い

工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であって、次の（１）又は（２）を満たす工事。

（１）次に掲げる条件のすべてを満たす場合は、２件若しくは３件の工事で現場代理人の兼任を認めることとします。

ア 公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること。（他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る。）

イ 兼任する工事の契約金額がいずれも 4,000 万円未満（建築一式工事の場合は 8,000 万円未満） であること。

ウ 特記仕様書等において兼任が禁じられた工事でないこと。

エ 兼務させる現場代理人が、営業所専任技術者でないこと。

（２）（１）のほか、建設業法施行令第 27 条第 2 項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた 2 件若しくは 3 件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

兼任を希望する受注者は、「現場代理人兼任届（様式第 1 号）」を監督員に提出し、市長は上記の条件を満たす場合に兼任を認めることとなります。

### ○専任を要しない期間の取扱い

次のいずれかに該当する期間は、現場への常駐を要しないこととします。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、打合せ記録等の書面により、常駐を要しない期間があらかじめ明確になっていなければなりません。

（１） 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（２） 工事の全部の施工を一時中止している期間

（３） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（４） 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間